

近現代韓国における郊外住宅地の変容

—ソウル・大邱での日本統治期土地区画整理事業の実態と戦後の変貌—

主査 石田 潤一郎*1

委員 中川 理*2, キム ジュヤ*3, 北尾 靖雅*4

本研究は、1930年代以降、韓国の郊外住宅地がいかんして形成され、どのように変容してきたかをソウルと大邱の土地区画整理事業地について探ったものである。「京城府」による10地区、「大邱府」による2地区について、その具体的な計画内容を把握し、そこでの日本人都市計画技術者の理念を解明した。これまであいまいであった戦時中の施行進捗状況を明確にするとともに、戦後の変容を調査した。その上で、「京城府」西郊の大岷地区を詳細に調査し、日本人による「外庭・低建蔽率」イメージに基づく計画が、戦中・戦後の韓国都市の状況と齟齬を来たしていく過程を明確にした。

キーワード：1) 朝鮮半島, 2) 植民地期, 3) 1930年代, 4) 郊外住宅地, 5) 住宅地開発, 6) 土地区画整理, 7) ソウル, 8) 大邱, 9) 都市計画

TRANSFORMATION OF SUBURBS IN KOREA AFTER THE 1930'S

—Land-readjustment in Seoul and Daegu in the colonial era—

Ch. Jun'ichiro Ishida

Mem. Osamu Nakagawa, Jooya Kim, Yasunori Kitao

This research examined how the suburbs in South Korea had been formed and transformed after the 1930's. 10 districts in Seoul and 2 districts in Daegu were examined and the idea of Japanese city planning expertise became clear. The study illuminated that images of the land-readjustment plan and actual changes after the war. And the process that the plan caused the difference of the situation of the South Korea city during the war and in postwar days was clarified.

1. はじめに

韓国併合(1910年)後、朝鮮半島の主要都市は日本人の移住と農村部からの流入によって、一様にその人口を増加させる。京城府(現・ソウル特別市)にあつては、1915年に24万1000人であったものが1935年に40万4000人に増え、周辺地域を編入した翌36年には72万7000人、1942年には111万4000人に達し、戦前期のピークを迎える。大邱府(現・テグ広域市)では1925年には7万2000人であったが、1930年に10万1000人、1935年に10万6000人まで増加する。

こうした人口集中のため、朝鮮半島の都市は恒常的に住宅不足に悩まされた。1934年の「朝鮮市街地計画令」施行によ

って土地区画整理の手法が導入され、各都市において、きわめて広い範囲で区画整理事業の施行とそれによる住宅地形成が遂行されることとなる。京城府においては10個所、大邱府においては3個所の地域が指定されている。

植民地期の区画整理事業、及びそれを含む都市計画に関する研究としては、ソウル市における土地区画整理事業については浩瀚な『ソウル土地区画整理沿革誌』^{注1)}がまとめられている。ただこの書は、性格上、各地区の事業沿革を行政資料に即して記述することどまっている。

最も体系的な研究としては孫禎睦の業績^{注2)}が挙げられるが、制度面に関心が偏っており、史料的制約もあつて計画の

*1 京都工芸繊維大学大学院 教授

*2 京都工芸繊維大学大学院 教授

*3 金泉科学大学 専任講師

*4 京都女子大学 准教授

進捗状況の実態については街区形状以外には言及していない。その他多くの研究^{注3)}も個別的、あるいは概説的で、その全体像を知り、歴史的位置を示すには至っていない。日本人研究者にあっても、西山康雄、越澤明の先駆的業績をはじめ、研究が進んでいるが、同じく総合的な把握には及んでいない。ここにおいて、われわれは、京城府と大邱府の土地区画整理について、その計画理念、手法、施行過程、それが地域に及ぼした変化、戦後の動向といった論点を解明し、その特質について考察した。

2. 1930年代の土地区画整理事業の概要

1934年6月20日、朝鮮総督府は、日本国内における都市計画法と市街地建築物法を統合した性格を持つ「朝鮮市街地計画令」を制定する。この第43条において「市街地計画区域内ノ土地ニ付テハ土地区画整理ヲ施行スルコトヲ得」と定められて、日本統治下の朝鮮半島での土地区画整理事業がその法的根拠を得ることになる。

朝鮮市街地計画令における土地区画整理は、日本国内法の都市計画法での土地区画整理の規定とは異なり、土地所有者による施行を前提とせず、不在地主が多いことなどを理由として行政による代執行を基本とした。法令上は、所有者からの自主的な施行を本義として、その申請を待つが、その期間は1ヶ月程度で、国内法の1年間とは大きな差があった。この期間を過ぎても申請者がいなければ、総督府は自治体に施行命令を出せることになっていた。実際、以下に見るように、朝鮮半島におけるすべての土地区画整理は、行政によるいわゆる都市計画土地区画整理として執行されていくこととなる。

以下、本研究の対象地である京城府と大邱府について、土地区画整理事業の施行経過を概観する^{注4)}。

朝鮮市街地計画令は1936年3月26日に朝鮮総督府告示第180号をもって京城府に適用されて市街地計画区域が決定する。同年4月1日をもって、周辺地域を行政区域に編入し、京城府の管轄面積は36・18平方キロから133・94平方キロに拡大する。先の市街化計画区域はこの府域拡張と対応している。同年12月26日、総督府告示第722号をもって府下の街路網計画と土地区画整理地区30地区、1581万7000坪が決定される。区画整理地区となったのは、新編入地域のうち、家屋の密集していない地域、標高70メートル以上の地帯、漢江河川敷等をのぞいた残りのすべての地域である。これらにお

いて10年間で順次土地区画整理を完了する計画であった。なお、1939年9月18日に約147万坪を追加し、総計1728万6800坪(5713万6900平米)となった。

京城府は中心市街地北部の朝鮮人居住区の再開発を企画していたが、分散の受け皿として郊外に住宅地を開発するという方針を立てていた^{注5)}。このことが新編入地域に集中して区画整理事業を設定した理由であると考えられる。別の見方をすれば、京城府での区画整理地には基本的には朝鮮人が住むことが前提となっていたといえる。

ところで1936年4月の時点で朝鮮総督府技師山岡敬介は京城府の新府域3000万坪のうちに道路用地500万坪を確保する方法として区画整理を提案し、「公共地として2割5分乃至3割の土地を差し引かれても敢えて苦痛ではない」と講演している^{注6)}。この講演は総督府が区画整理事業に関する2つの前提を教える。すなわちその役割として宅地造成だけでなく、道路開削の面を重視していたこと、そのために3割に及ぶ減歩率が当初から想定されていたこと（日本国内では1933年に内務省が示した「土地区画整理設計標準」で民有地の減歩率は25%を越えないこととされていた）である。

一方、大邱府には朝鮮総督府告示第186号をもって1937年3月23日に適用され、市街地計画区域を定めると同時に、3地区、約1353万9300坪の土地区画整理地区を決定する。

その後、京城府においては、1937年2月20日に朝鮮総督府告示第96号をもって、先の実施計画に基づき、まず敦岩・永登浦・大岷の3地区が指定される。そこでは敦岩・永登浦の2地の土地所有者に対しては、同年3月20日までの期限で、また大岷地区については、同年9月30日までの期限で土地区画整理施行の認可申請をなすよう、告示をおこなった。いずれの地区においてもこの期日までに申請者がいなかったため、前2者に対しては同年3月22日に、大岷については同年11月6日をもって、総督名で京城府尹に対して施行が命じられた。京城府はそれぞれについて事業計画を立案し、総督府がこれを認可した日から施行に着手するという手順をとる。なお、事業計画の申請に先立っては、その予算案の承認を得るべく府会の可決を経ている必要がある。

敦岩には37年10月28日、永登浦については同年11月12日に認可が下る。大岷地区は1938年11月18日に認可される。1939年1月19日には、番大、漢南、沙斤、龍頭、清凉里、新堂、孔徳の7地区が指定され、前4者は2月15日、後3者

は6月30日を申請期限とする告示がおこなわれた。申請者がいなかったため、京城府に対して、前4者には1939年3月22日に、後3者には1940年3月12日に施行命令が出された。

事業認可日は、漢南が39年11月24日、龍頭が40年1月10日、沙斤が同年1月12日、番大が1月15日、清涼里が10月21日、新堂が同月22日、孔徳が同月24日であった。

さらに1941年に、総督府は8月に三坂地区約5万9000平米、9月に新吉地区188万9000平米の施行命令を京城府に出している^{注7)}。しかし、京城府はこれらの事業計画を立案するに至らなかったようである。

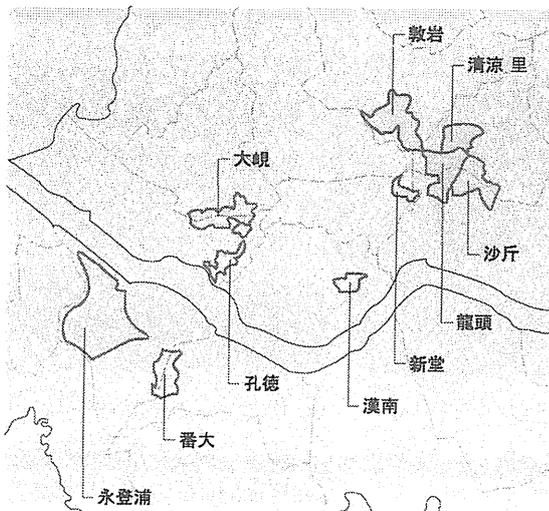


図2-1 日本統治期京城府での土地区画整理事業地区^{注8)}

この間、1938年4月1日に京城府は、工営部土木課都市計画係を市街地計画課(7月に都市計画課に改称)に昇格させ、300名近い職員を擁することとなる。雑誌『区画整理』1939年1月号の新年挨拶に同課員195名が名を連ねており、この顔ぶれが土地区画整理を担当していたと見られる。

大邱府では、1938年11月12日に前記3地区のうちの第一地区の土地所有者に対し、同年12月31日までに区画整理施行の認可申請をすべきことを指定したが、申請がなかったため、1939年3月14日に、総督府は大邱府尹にその施行を命じる。大邱府は同年7月10日に実施計画を申請し、総督府は8月31日付をもってこれを認可、大邱府は1940年5月11日に工事に着手する。また第三地区に対しては1942年1月22日に施行命令を下し、大邱府は同年12月30日に実施計画を申請し、総督府は1943年3月31日付けをもって認可する。第二地区については地区指定自体がおこなわれなかったと見られるが詳細は不明で、後究に俟ちたい。

これらの進捗状況については、次章で個別に述べるが、1940年前後から資材不足と労働力不足によって、著しく工事が遅延し、ほとんどの地区で当初の竣工期限の延長を余儀なくされる。京城府・大邱府の場合、街路築造、宅地造成などの工事が一応の竣工を見たと考えられるものは半数に止まる。また敷地の整理は終わっても、そこに建つべき住宅の建設が進まなかった。このため、ほとんどすべての区画整理事業地が多くの空地をかかえたまま、あるいは工事の途上で日本の敗戦を迎えることとなる。

3. 各地区の事業内容と戦後の様相

ここでは、施行認可の早い順に、各地区の事業の概要を述べ、戦後のありさまを紹介する。ただ、複雑な経過をたどり、それだけに日本統治期の区画整理事業の特質をよく示すと考えられる大峴地区については章を改めて詳述する。

①敦岩^{注9)} この地区は京城府の都心から北東に約4キロメートルの位置にあり、小盆地をなし、安岩川(日本統治期の呼称は城北川)が中央を流れる。区画整理事業の計画地区の面積は68万3000坪で、すべて住宅地として利用する計画であった。京城府では人口7万人から10万人を想定していたようである。また新聞報道では5万戸の住宅が建つとの予測も出ている。街区は短辺40[㍎]、長辺100[㍎]を基本とする。事業費の予算は232万円である。当地区と永登浦は予算どおりの金額で竣工したとされる。費用は起債により、全額を土地所有者から20年年賦で徴収する方式であった。

敦岩地区では既存の集落はある程度除斥地として区画整理事業の範囲から除外しているが、それでも既存家屋1200戸の移転が必要となり、37年11月に仮換地を決定する。39年7月には移転命令に従わなかった200戸を強制的に取り壊している。減歩率は21.0%であった。

土木工事は合資会社中村組が請け負い、38年6月に契約している。当初の施行命令での竣工期限は1940年3月31日であったが、1年延長された。理由として資材の払底とともに水道の敷設を追加工事としておこなったためとされる。40年末の段階で96%の進捗度と報告されており、期限までに完成したものと見てよい。ただ、竣成奉告式は永登浦と合同で1943年10月におこなわれた。遅くなった理由は不明である。なお44年2月には公設市場が開設されている。

当地区では、39年3月に土地所有者によって土地分譲組合

を設置して宅地の分譲を開始し、半年で所有地のすべてを売却したという。なお、京城府は各区画整理事業地を所有者の委託を受けて販売しているが、1942年9月の時点で、敦岩は5万坪の未分譲地があり、その価格は最低40円、最低80円である。これは京城府が販売を斡旋する地域の中での最高価格であり、民間分譲地と比較しても高額である。

戦後にも若干の工事を必要としたようだが、新たな換地処分は1946年と49年とにおこなわれて完成を見る。敦岩はこのように、戦時体制が深刻化する以前に完成を迎えたため、戦時期においても韓屋が立地していったようであり、戦後には建売業者による都市型韓屋で埋め尽くされることとなる。西山康雄が報告するように、そこでは長方形の街区を正方形の画地に割り、細街路・袋路を多く設定することで、中庭型の韓屋に適合させていた。現在では多くの韓屋がその敷地形状のまま、4階建て程度の多戸住宅(複数の世帯が階ごとに居住する小規模集合住宅)に建てかわってきている。

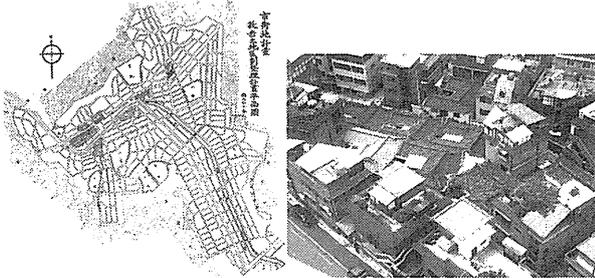


図3-1 敦岩地区計画平面図 図3-2 敦岩地区に残る韓屋

②永登浦 この地区は京城府の都心部からは漢江を隔て、南西約8kmの位置にある。1931、2年ごろから紡績業を中心に工場立地が進んできた地域で、区画整理事業においても工業地域たることを前提として、街区の基本形状を1辺100mの正方形とする^{注10)}。ただ15%の住宅地を組み込んでいる。また完成予想図からは、駅前についてはオフィスビルや商店が建ち並ぶことを期待していたことが見てとれる。面積は約159万1000坪と、京城府の区画整理事業地中最大である。事業費予算は約341万7000円である。37年10月には仮換地に進んだと見られる。移転対象住宅は1100戸であった。減歩率は平均して23.8%であった。

土木工事は三宅組(第1・2工区)と京城土木株式会社(第3工区)が請け負い、それぞれ38年10月と同年11月に契約している。竣工期限は1940年3月末であったが敦岩と同様に1年延期しており、この期限どおりに竣工したものと見られる。

前述のように43年10月に竣成奉告式が執り行われた。永登浦でも所有者140名で39年8月に土地分譲組合を結成し、40年秋までには所有地の3分の2を売却している。先に挙げた1942年9月時点での京城府による住宅地販売のデータを見ると、永登浦には10万坪の分譲可能地があり、価格は最高が70円、最低が13円とされている。また朝鮮住宅営団による労働者用の規格住宅が41年10月から翌42年9月ごろにかけて659棟建設された。

戦後の換地処分は1946年8月には終了している。現在も永登浦は工業地帯でありつつづけているが、住宅地部分は高層マンションへの更新が進んでいる。上記営団住宅はよく残っており、特異な景観を呈している。

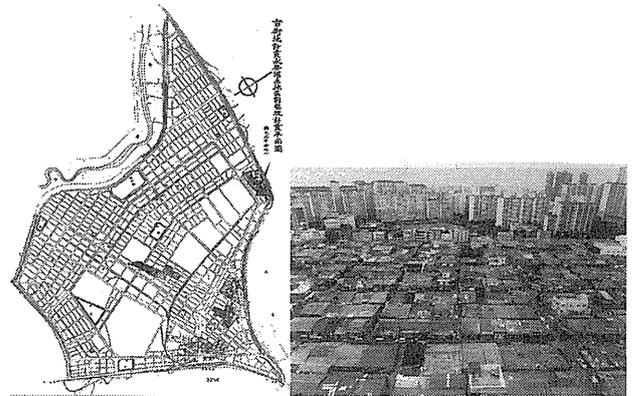


図3-3 永登浦計画平面図 図3-4 旧朝鮮住宅営団住宅

③漢南 この地区は京城府中心部から南に約4km、南山の南側斜面に位置する。施行面積は約12万4000坪、予算は62万8500円であった。当地区は「環境は南山を背ひ、漢江に面し、景致勝れ(中略)住宅良適の地なり」と見られていた。平面図でもわかるように、基盤の目状の街区割りを離れて、地形に沿った曲線の多い街区設計をおこなっている。減歩率は約26%であった。京城府郊外の高差を生かした宅地造成への意欲がよくうかがえる。42年9月の販売案内では、分譲可能地は4万坪、価格は最高が60円、最低が23円となっており、最高価格は敦岩・永登浦に次ぎ、最低価格は敦岩に次ぐ。ちなみにここでは「眺望絶佳」を謳っている。

施工は渡辺組で、契約年月は1940年8月である。竣工期限は当初は42年12月31日であったが、1年延期された。新たな期限の43年12月末にはおおよそ竣工したものと見られる。ただ、戦後、敷地境界の紛争等で換地の確定事務が滞り、換地処分が完了したのは1965年8月のことであった。

戦後は外国人が多く住む高級住宅地となっていく。敷地の合分筆、外構の変更が目立つが、一部に戦前期にさかのぼる建築も残る。なお、有名建築家3人による設計で知られるリウム美術館はこの地区内にある。

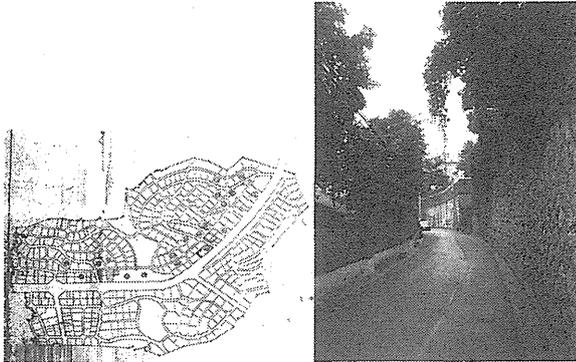


図3-5 漢南地区画地計画図^{注11)} 図3-6 漢南地区街路現状

④龍頭 この地区は中心部から東方約5kmに位置する。漢江の氾濫圏とみなされ、国の事業で堤防工事を施行するのに合わせて土地区画整理事業を実施した。施行面積は58万8000坪、工事予算は109万4000円が計上された。1943年度末を竣工期限としたが、1年延長されている。施工は関東組がおこなった。この地区に関しては計画平面図が見出せず、現状との比較ができないが、換地設計図が残っている一角に関しては、街路割が設計どおり完成していることが確認できる。減歩率は約28%である。図3-7に掲出したのは、1953年の『ソウル都市計画街路網図』^{注12)} (以下『53年街路網図』と略記) に描かれた龍頭地区である。

土木工事に関して、区画整理事業は43年11月時点で80%の完成率とされるが、排水工事、遊水池工事はそれぞれ70%、58%にとどまっている。『日本人の海外活動に関する歴史的調査』(以下、『海外活動』と略記)では終戦時点での完成度を70%とする。換地の確定は1964年9月のことである。

当初、「未指定地域として中小工業の発展を期待」しており、住宅地区は設定していない。戦後も工場が立地したが、都市型韓屋の建設も進み、またバラック的な狭小住宅も多く建った。現在は多家口住宅への更新が進み、また狭小住宅群地域は全面的な再開発がおこなわれている。

⑤沙斤 この地区は中心部から東方約5km、龍頭地区と鉄道京元線を挟んで東隣に位置する。龍頭地区と同様に漢江の氾濫圏で、堤防工事と合わせて土地区画整理事業をおこない、工業地域の造成を図ったものである。認可面積は52万4000

坪、施工面積は53万2000坪、事業予算は36万2000円である。竣工期限は1942年度末であったが、1年延長された。施工者は不明である。この地区に関しては計画平面図が見出せず、どこまで計画どおりに施工されたか判明しない。『海外活動』では終戦時点で95%の完成度とする。換地処分の完了は1967年である。図3-8には龍頭地区と同じく1953年に描かれた地図を掲げた。

当地区の街区は1辺が100m内外の正方形に近い形状を基本としており、工場立地を前提としていたことがうかがえる。減歩率は約31%に達する。今日でも大規模な産業施設が存在するが、高層マンションが目立ってきている。

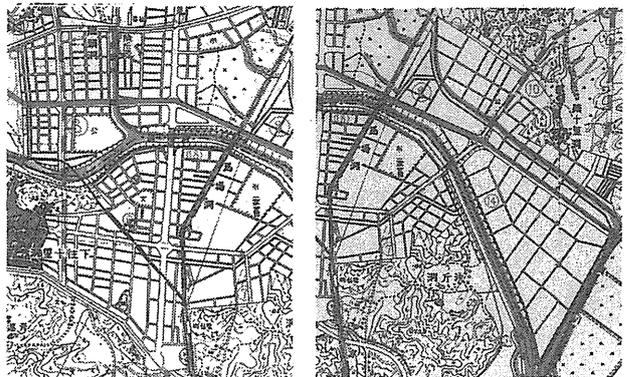


図3-7 龍頭地区

図3-8 沙斤地区

⑥番大 この地区は都心部から南西約9キロ、漢江の南側に位置し、永登浦と隣り合う。施行面積は37万1000坪、予算は46万円である。40年8月には仮換地が決定し、余剰地の分譲を開始している。施行は関東組である。竣工期限は1942年度末であったが、1年延長し、43年度末にはほぼ完成したと見られる。ただし、換地の確定は1966年まで遅れる。

丘陵地帯であるが、起伏は比較的緩やかで、街区設計でも地形にしたがった曲線街路や不整形街区を採り入れようと試みたことがうかがえる。減歩率は28.4%であった。42年9月時点では分譲可能地は10万坪あり、価格は最高55円、最低16円となる。現在も住宅地として利用され、敷地は当初の画地を踏襲するものが多いと見られるが、建築物はほとんど更新されている。

⑦清凉里 この地区は中心部から東北約6キロメートル、龍頭地区の北隣に位置する。施行面積は約33万3000坪、事業費予算は161万1000円が計上された。なお、清凉里以後の3地区の事業費はすべて地主の負担金として5年間に分割徴収した。当地区は元来、農地であったが、京元線東京城駅と京

春鉄道城東駅に近いので、住宅地化を図り、中央を貫く市街地計画街路沿いには商店街を形成する想定であった。減歩率は約28%である。

1945年3月31日を竣工期限としていたが、『海外活動』では50%の完成率とする。計画平面図と『1953年街路網図』とを比べると、幹線道路は計画案に沿っているものの、細街路は形状の差が目立ち、造成が未完であったことをうかがわせる。この結果、孫禎睦が述べるように、他地区にもまして事業の完了が困難となった。特に、当地区東部は戦後の混乱の中で建物の乱立と街路形状の改変がおこなわれ、1986年に不整形な街区のまま換地を確定する。

一方、西部については戦後の建設と思われる都市型韓屋が多く建ち並ぶ。住宅地から商業地へ地域の性格が変わってきたために、現在は大半が倉庫に転用されている。

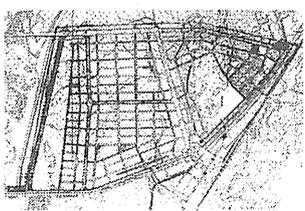


図3-9 清凉里計画平面図^{注13)}



図3-10 清凉里西部の韓屋群

⑨新堂 この地区は都心部から東約3キロに位置し、南北方向の谷状をなす敷地である。施行面積は45万8000坪である。中央部には1931年から朝鮮都市経営株式会社が開発してきた分譲住宅地「櫻ヶ丘」「龍谷」両住宅地約11万坪があり、この街路を周辺に延伸していく形で計画された。京城府は事業の目的として「稍もすれば無秩序なる市街地化せんとする情勢にあるを以て、之に区画整理を施行し、予め統制を加え」ることを掲げているが、事業地の相当部分を朝鮮都市経営会社の所有地が占めており、実質的には櫻ヶ丘住宅地の拡張工事を京城府の事業として執行したともいえる。

事業費の予算は186万1000円が計上された。1945年3月末を竣工期限としたが、1942年に敷地のうちの43万7000平米(約13万2000坪)については換地予定地を指定告示した。その部分については道路工事・排水工事もほぼ完了したとされる。しかし、残りの100万平米以上の地域については、終戦時には工事途中だったため、朝鮮戦争後の混乱の中で街路・街区計画を無視して住宅が乱立した。結局1963年に、計画の実現を断念して、未成地域を事業地から除外している。

事業が継続された工事完了地についても、換地処分が確定するのは1986年である。

事業継続地域となったのは北半の乙支路を挟む部分であるが、除外地域の境界を明確にする資料を得られなかった。



図3-11 新堂地区計画平面図



図3-12 1969年の新堂地区^{注14)}

⑩孔徳 この地区は都心部から南西約3km、大峴地区の南側に位置する。施行面積は45万3000坪、東西を丘陵に挟まれた谷状の地域で、中央を、古くからの港である麻浦へ通じる幹線道路が走る。住宅地(街路沿いについては商業地)として発展することを想定されたが、麻浦周辺の南部については未指定地域として中小工業用地とすることが計画された。工事費は218万6000円が計上された。

1942年6月30日以降44年5月29日まで7次にわたって約71万平米については換地予定地を指定した。しかし残りの範囲については、新堂地区同様、工事途中で終戦を迎え、朝鮮戦争後住宅が密集して計画の完遂が不可能となった。『海外活動』では孔徳地区の完成率は40%と報告されている。1963年に北東の山側部分の未成地域を事業から除外し、事業地については65年に換地処分を終えた。



図3-13 孔徳地区計画平面図

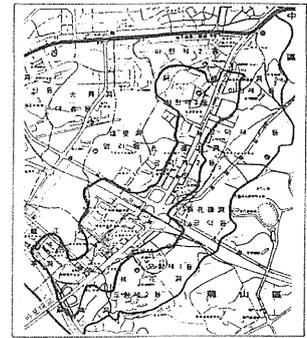


図3-14 縮小後の孔徳地区

当地区は既存集落および既存の街路を多く含み(移転補償費37万円はおそらく10地区中の最高額であろう),このため,計画平面図でも整形の街区を造成するという区画整理本来の目的は南端の工場用地以外はいまいである。むしろ事業の主眼は市街地計画街路の開削にあったことがうかがえる。

引き続き、大邱府での2地区について概要を述べる。

⑩第一地区^{注15)} この地区は中心市街地から東方約1kmに位置し、南北に長いコの字型の平面形状をなす。住宅地形成を主眼とし、施行面積は約26万坪、事業予算は約25万8000円である。減歩率は24.4%であった。なお、土地所有者は過半が日本人である。

1940年5月11日に着工しており、42年3月末が竣工期限としていたが、換地先への移転に要する資材が不足することから工事が進まず、少なくとも2度、期限延期願いを提出している。『海外活動』によれば終戦時点では100%完成していたという。計画図と現状はよく一致するが、戦後の道路開削や工場立地で、南部を中心に変化も見られる。当事業地の住民の主体は日本人であり、今日でも戦前期のいわゆる日式住宅が点在する。画地規模が比較的大きく、外庭型の住宅が多いこともその名残といえる。



図3-15 大邱第一地区施行地



図3-16 第一地区計画平面図

⑪第三地区 この地区は中心市街地から鉄道線路を隔てた北方にあり、施行面積は20万5400坪、事業費は84万6000円が計上された。減歩率は26.7%である。東隣には工業用地が造成され、西側では府による住宅地経営地が建設されていた。地区は東半を工場用地、西半を住宅用地と設定される。竣工期限は1946年度末とされたが、『海外活動』によれば60%の完成度で終戦を迎えたという。現状は計画平面とほぼ一致している。

大邱の両地区とも、街区の短辺が、街路心々で36尺前後と狭く、かつ20尺前後の奥行き短い街区が混じるのが京城府

との顕著な違いといえる。

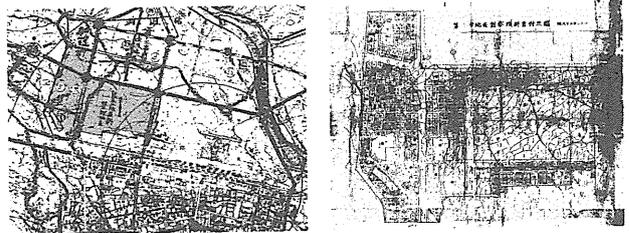


図3-17(左) 大邱第3地区施行地(グレー部分) 右下が大邱駅
図3-18(右) 第3地区計画平面図

4. 大峴地区の建設経緯

われわれが日本統治期朝鮮半島における土地区画整理事業による郊外住宅地の変遷の代表例として注目したのは大峴地区、すなわちソウル市西郊のデヒョン地区である。同地区は、10地区中、既存集落の規模が最も大きかったこと、住宅地造成だけでなく幹線街路の開削も目的としていたこと、戦後における地域の性格の変化が大きかったことなどから、他地域とは異なり、当初の想定とは異なる性格の地域に変貌する。

大峴土地区画整理事業の計画区域の面積は約47万8000坪である。当初の京城府域の西方外側にあり、標高100メートル前後の丘陵で隔てられる。地形は、北部に金華山と母岳、南部に双龍山と老姑山とがそれぞれ東西に列なり、東西約2.5km、南北約0.8kmの細長い谷状の土地であり、峴=峠の名が示すように、大きな起伏がある。形成する主たる洞は、東から、阿峴、北阿峴、大峴、老姑山、滄川の5つである。

4.1 区画整理以前の大峴地区

地区東端の阿峴地域は京城府を西から限る丘陵の鞍部であり、都心から西方へ向かう通称金浦街道が大峴地区を東西に貫いていた。交通の要衝であったが、その一方で、地区東部は、1920年代までは、市街地内に置きたくない諸施設を設置する地として扱われてきた。朝鮮王朝期の隔離病院に始まり、1910年には屠畜場・屎尿処理場が設けられた。1914年には日本人用の火葬場と共同墓地が設置された。双龍山の東斜面にも共同墓地があり、北・西斜面には塩里共同墓地2万6500坪が存在した。また前記のように阿峴洞の南に接する孔徳洞には京城刑務所が1911年に設置されている。1931年には浄土宗系の慈善団体・和光教園による土幕民救済施設約2万坪が設置された。

1912年に開始された京城府の市区改正事業は、30年以降は

周辺地域での市区改修事業が中心となり、そのなかで市内から大峴地区の東縁を通して南下する道路が整備され、そこに敷設されていた市電が36年には複線化される一方、鉄道京義線は20年に地区北側に敷設され、同年に新村駅、30年には阿峴駅と延禧駅が設置されている。

人口は、阿峴地域では1929年から39年までの10年間に約3倍に増え、39年時点での人口密度は7.9坪/人となっていて、8.2坪/人の新孔徳を抜いて編入域では最高の居住密度を示すに至る。大峴地域は35年、北阿峴地域は36年から目立って増加し、先の10年間でやはり3倍前後の伸びを見せる。

こうした地区東部での都市化の進行によって、先に述べた多くの被嫌悪施設は徐々に郊外へ移転が進む。まず、1929年に火葬場と屠畜場も移転する。ついで1932年には阿峴共同墓地が、京城男子公立小学校の阿峴設置を理由に廃止される。

4.2 「大京城」構想のなかでの大峴地区

都市化が進む周辺地域を編入した「大京城」の構想と、ここでの法定都市計画の実施についてはすでに1926年から検討が進められており、28年の『京城府都市計画調査書』では、周辺区域への街路敷設計画と土地区画整理事業が検討されている。そこにおいては、大峴地区は阿峴から西に向けての街路が設定されている。ただこの街路は、現在の梨大入口付近で南北に分かれて、一方は新村駅に向かい、他方は双龍山と老姑山のあいだの鞍部を越えて南行することとなっている。また幅員も12間以上15間未満の設定である。

1930年の「京城都市計画書」においては、幅28メートルの大路3類の街路が地域西端の滄川里まで西進し、また大峴里と老姑山里で分岐するという実施案に近い案が提示されている。老姑山からは唐人里まで大路が連続しており、大峴地区を横断する大路は、急速に工業地帯として成長してきた永登浦への経路として位置づけられていたことが明らかである。なお、この時点では京城府中心部と江南地区は東方に偏した鷺梁津での鉄道橋とそのさらに東側の人道橋でしか連絡していない。

京城府市街地計画街路網・土地区画整理地区の決定は1936年12月であったが、永登浦内での幹線道路網が35年4月に京畿道によって決定を見ていたこともあって、西部域での骨格は早くから固まっていたようで、1935年12月14日の段階で、『東亜日報』は「唐人→延禧→大峴、龍山→滄川里間」

の幹線道路の開削計画を報じ、

西部京城が将来の京城の商業中心地となることは確乎不拔の事実となったといわれる。京城府都市計画課ではこの区よりも西部京城が真っ先に飛躍的發展を遂げることを予想して、同地区に対する予定街路網を作成中

と解説している。また1936年3月11日の同紙は、阿峴里から新村を経て永登浦北端の堂山里に至る30メートル幅の「大幹線」、また阿峴里から老姑山を経て、唐人里に達する道路が計画されていることを報じる。

正式に決定した市街地計画街路路線においては大路2類14番線がこれに対応し、阿峴洞から老姑山洞広場までの1880メートルを幅員30メートルで通る。今日の新村路である。このほかに大峴地区内には大路4本、中路6本が設定されていた(39年9月18日に大路2類21番を追加)。

以上から、この地域の整備が問題にされるときには、漢江対岸の堂山里、永登浦までの連絡を見越した幹線街路の開削が終始重視されていたことがわかる。

4.3 土地区画整理事業の立案

前記のように、1937年2月20日に大峴地区は、第1年度土地区画整理事業施行地区として敦岩・永登浦地区と並んで発表され、同年11月6日に総督府は京城府に土地区画整理事業の施行を命じる。これを承けて京城府が事業計画の詳細を立て、1938年11月18日に総督府の認可を得て、起工の運びとなる。

区画整理事業の当事者は当地域の計画の目的についてどう述べているだろうか。岡田貢は1938年12月の時点で

此の地域は西大門から阿峴、新村、西橋、楊花鎮を経て金浦、又は永登浦に通ずる枢要の地で、土地は概ね山間高燥の地帯に位する。但し起伏多く最近著しく人口が増加し、不整形なる宅地が時々刻々其の数を増しつつあるので、此の儘放置すれば将来交通の不便は申す迄もなく、保健保安上から憂慮に堪えぬ状態となるのである。(中略)そこで本地域内を土地の状況に応じ二工区に分ち、市街地計画街路を基準として補助道路を定め、不整形な各地番の土地を整理し、形状及高低を整へて各筆共夫々道路に接せしめ以て理想的住宅地として、将来の發展に寄与せんとしたのである

と述べている^{注16)}。また京城府技師の高本春太郎も1939年

9月に「此の地域は主として将来住宅地となるべき所である」と述べていて、良質な住宅地の供給が主眼であることを強く主張している。住民層の設定について述べた資料はないが、それまでの住民構成からして当然朝鮮人が大多数を占めることが想定されていたはずである。また事業がどれだけの住宅の立地を想定していたか、計画者側の記事は見出せなかったが、『東亜日報』1937年6月24日の報道では1万5000戸が現れると予想されている。

こうした住宅地形成を目的に掲げる言説の他に、『京都市計画要覧』では

本地区は(中略)交通上枢要の地点にあるも、地勢起伏多く未開発のまま委せられ土地の利用完からざるを以て土地区画整理を行ひ西部発展の鍵ともいふべき本地区の開発を為さんが為

であると説明していて、1935年前後の新聞に見られた開発拠点という位置づけに近いものがある。長郷衛二工務部長も区画整理事業の目的の一つが西部方面への幹線道路開削であることを、1939年9月17日の『京都市報』紙で示唆している。これらから大峴地区の区画整理事業は他地区とは異なり、街路開削をも主眼としていたと見てよい。

4.4 土地区画整理事業計画の内容

土地区画整理事業計画平面は、前記大路2-14を東西軸として南北両側に1ブロックが40×100メートルを基準とする街区群を並べるもので、住宅地以外では、学校用地として既設の阿峴尋常小学校・京城公立職業学校のほかに2箇所配置される。公園は18ブロック設定されるが、多くは山頂か山麓で、住宅地内に置かれるのは5箇所だけである。また、市場として40×40メートル程度の用地が3箇所用意されている。これは北阿峴町、大峴町、老姑山町の各集落に対応する。学校・公園・市場は一応の対応関係を持たされている。なお、「除斥地」3箇所が存在するが、これらは前記の和光教園、同園の老姑山の学園部、救世軍救貧施設に対応すると考えられる。

起伏の多い地形であり、また計画街路11本に拘束されているので、永登浦はもとより小盆地の敦岩地区にくらべても街区配置は整形ではない。ただ、漢南・番大地区のような地形に従った街区構成をめざす志向はうかがえず、可能な範囲で直線的な街区構成を企図したことは明らかである。そのため1街区の正背で10メートル近い高低差が生じる箇所もある。

工費は2工区の合計で108万6012円が計上された。他2地区よりも土地の起伏が激しい分、工事費がかかるはずのところ、坪単価は永登浦約2.1円、敦岩約3.7円にくらべて、大峴は約2.0円と最も低い。高本春太郎によると、日中戦争勃発のために事業費の圧縮が求められ、宅地造成をおこなわなかった。事業費の内訳は、道路工事費約32万1000円、排水工事費約9万2000円、移転補償費約33万7000円などとなっている。移転補償費が他地区にくらべて多いが、要移転棟数が約2000棟と、他2地区のほぼ2倍を数えたからであろう。

減歩率は第一工区27.6%、第2工区29.1%、全体で28.0%である。



図4-1 大峴地区計画平面図

4.5 換地処分と既存住宅の撤去

1939年3月31日に換地の1次指定がなされ、同年5月31日付で全部が指定されている。第1工区は5月時点ですでに換地が決定し、第2工区の換地処分も6月に決定発表された。しかし減歩率が高いため、『東亜日報』1939年9月16日によると25坪の土地は17坪、15坪の土地は10坪にしか換地されない事態が生じ、そのような狭小敷地では土幕のような家しか建てられないという不満が高まったと伝える。

さらに借地人の問題が生じた。大峴地区内の要移転住戸約2000戸のうち1200戸余の住宅は借地上に建てられており、移転を命じられても換地される土地がないので、実際には撤去せざるをえなくなった。京都市は39年9月、この月末に着工予定として阿峴町200戸に対して11月までの除却・移転を要求した。この際、府は地主層に継続して宅地を貸与するよう勧告したが不調に終わった。また府は、草葺きの家には100円余、瓦葺きの家には200円余の移転費を支給した。しかし、その程度の金額では移転は不可能であるとして、きわめて不

満が大きかった(『東亜日報』39年9月10日)。

こうした過小画地の問題、あるいは借地・借家人へのしわ寄せの問題は区画整理の宿命であり、日本国内でも1920年代から問題とされてきた。また、前掲の山岡敬介の講演に対しても、都市計画によって立ち退きを余儀なくされる住民が不可避免的に生じる事を問題とする質問が投げかけられている。既存集落の多くを「除斥地」として扱った敦岩地区でも既述のように同様の問題を生じていたが、大岨では幹線道路開削のために、阿岨、北阿岨の密集地に対して換地を行わざるをえず、より問題が深刻化したといえる。

4.6 事業の施行と遅延

大岨土地区画整理事業の工事を請け負ったのは、第一区が合資会社関東組であり、第二工区が渡辺土木であった。当初の工事契約では、第一工区は竣工期限を40年9月20日としていた。しかし40年10月の時点で84%の完成度にとどまり、以後、41年に入るとさらに工事の進捗が滞る。期限を4回延長して42年5月31日に完成したものと見られる。

第2工区は当初は42年内の竣工を目指したが、最終的には43年12月31日を期限とした。完工を伝える直接的な資料はないが、おおよそ期限どおりに、土木工事レベルでは完成を見たものと考えられる。一方、中心街路の大路2類14番の工事は、やはり渡辺土木の請負で39年9月25日に契約された。当初の竣工見込みは41年3月31日であったが、最終の見込みは44年3月31日まで延びている。これについては44年に開通したと伝えられており、43年11月15日時点で99.8%の完成度と報告されているので、最終期限に近い時期に竣工したと見てよい。

4.7 大岨地区土地区画整理事業の結末

ここまで見たように、区画整理と市街地計画道路建設は土木工事としては1944年頃に完了したと見られる。1944年2月3日に北阿岨に公設市場が設置されており、居住者の新しい生活が始まっていたことをうかがわせる。しかし、新住者の住宅の建設は進まず、空地が多かったようである。この理由について、孫禎睦は1940年12月26日に施行された宅地建物等価格統制令による土地取引の冷え込みによると説明する^{注18)}。実際、土地投機を狙っていた者は一時的には「極度の恐怖と逡巡」^{注19)}に見舞われた。しかし、39年9月18日以前

前に取得した土地は自由に価格が設定できたし、それ以降の取引においても7%の利潤は確保できたので、東京などの状況から判断しても、不動産需要は長期的には継続したと見られる^{注20)}。41年夏に三坂町・新吉町での区画整理事業が計画されたこともその傍証となるだろう。住宅が建たなかった最大の原因は、個別の建設工事が資材の配給を受けることが困難になったからだと考えられる。

一方で住宅不足はいよいよひどくなっていったから、資材と労働力の確保を公的に進めるべく朝鮮住宅営団の設立へと進むことになる。1941年7月1日に朝鮮住宅営団が設立されると、8月に総督府は全国主要都市で遊休状態の宅地の調査を実施し、京城府内8地域(敦岩・大岨・番大方・漢南・新村・金湖・上道・永登浦)に全部で72万坪の用地を見出し、これらを住宅営団に買い入れさせた。たとえば滄川町で5,141坪の土地を土地所有者真鍋登より買収している^{注21)}。また孫禎睦によると「何百戸かの営団住宅が新村駅前一帯に建てられて、日本窒素株式会社等に購入されて社宅として使用されていた」という。これらの用地の一部は大韓住宅営団に引き継がれていき、1949年に新村に営団住宅、1955年に滄川に再建住宅や希望住宅が建設されている。

太平洋戦争が終結すると、区画整理地区内の日本人所有不動産は接収され、さらには空地には45年から49年にかけて北からの避難民、日本・「満洲」などからの帰還者がバラックを建てていった。公園も彼らに占拠されて宅地化した。それらの多くは現在でも公園に復旧できずに高層アパート用地に移行している。同様に、除斥地であった和光教園の敷地も、朝鮮戦争の避難民によって占拠され、そのまま宅地化している。また1952年の新村路へバス路線が開設し、西端の老姑山ロータリーが終点となる。このことによっても急速に人口が増大した。こうした転変のために土地所有関係は激変してしまい、換地処分に決着がつくのは1964年7月8日である。

ただ当地区においては、道路および建築線は明確に保持されていた。不法占拠地以外は、敦岩などと同様、街区の多くは短辺の4等分にあたる約10²四方の正方形画地に区分されて、小規模の韓屋が軒を並べることとなった。

変化はこれに止まらず、地区北方に所在していた延世大・梨花女子大、南方に新設された西江大がマンモス大学化するにつれて、1970年代以降は学生街としての性格をも強めた。今日、大岨地区には、区画整理事業以前の韓屋、事業後の奥

行き 20 坪の背割り線を保つ画地、正方形画地にたつ都市型韓屋とその後身建物、戦後のバラックとその後身が併存する。

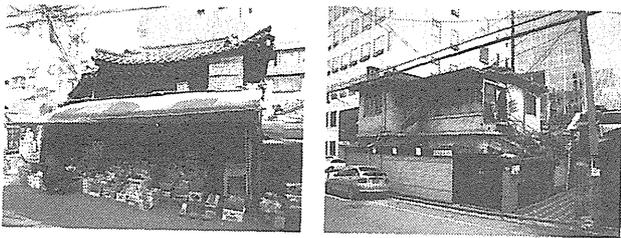


図 4-2 (左) 区画整理以前までさかのぼる商店

図 4-3 (右) ビルの配置には当初の背割り線が窺える

5. 京城府・大邱府での土地区画整理事業における「外庭型」の蹉跌——まとめにかえて

「京城市街地計画」は住宅地造成にとどまらず、一方で用途地域制を用いた土地利用の分化が企図され、他方では公園の増置と風致保持も企画されて、きわめて総合的な都市整備・都市経営が目論まれた。事業の進め方においても、前記のように行政代執行、都市計画土地区画整理という、日本国内では少数例にとどまっていた手法を採用するほか、近隣住区理論の導入も見られる。朝鮮総督府及び京城府に集まった都市計画家たちはこうした総合性において「内地」の都市計画の水準から脱却しつつあるという自信と期待に溢れていた。

では、朝鮮半島の都市計画家たちが「内地」的水準を脱却して実現しようとした生活空間像は、具体的にはいかなるものだったのか。大邱第一地区や漢南地区の換地予定図には、日本国内での換地設計と同様、東西に長い長方形街区を南北に二分し、奥行き 20 坪内外とし、一方、間口は 20 坪内外が最も多く、狭いものは 10 坪以下まで狭まるという傾向が明示される。

また、言説としては以下のような空間像が示されている。京城府技師の椎名實は起伏の多い京城府の特色を生かした宅地造成法を検討するにあたって、

一歩表に出づれば道路に面し、裏に回れば山本来の姿をその庭に発見し、眼を外に転づれば隣家は自然木の間に見え、住む者をして安住の地たらしむ

ことを目指している^{注21)}。また京城府都市計画課で作成した土地区画整理事業宣伝のための紙芝居「大地は微笑む」では、「完成した区画整理の堂々たる文化的郊外地」として、広い庭の中にたつ小振りな洋風住宅が点在する風景を描く。そして「近代都市計画の母と云はれている区画整理の完成が(中略)文化と自然の美しい調和を保たせながら(中略)その日その日の生活を明

朗に、健康に導きつつある」という解説が施される^{注23)}。これらの言説が描き出す生活空間が成立するには少なくとも 1 戸あたり 50 坪以上の宅地が必要であろう。

しかるに既述のように大岷地区では 22 万 7000 坪の民有地に対して 1 万 5000 戸の居住を想定している。同じく敦岩地区は 43 万 7000 坪の民有地に対して 7 万人から 10 万人の人口を收容するという設定である。どちらの想定でも 1 戸あたり約 15 坪しか供給できないことになる。実際には敦岩地区では約 120 平米の敷地規模が多いが、前記のように大岷地区では過小画地が生じ、「このような狭小敷地では土幕しか建てられない」という不満を生んだ。そうした住民の反応には「文化的郊外地」幻想が振りまかれていた反作用を見ることができよう。

実はこの問題について「朝鮮の建築は(中略)極小の土地にも合法建築が可能なので、(中略)現在区画整理地区中約三割に近く、十坪内外の土地が存在するといふ状態である」という指摘がなされている^{注24)}。西山康雄が明らかにしたように、コートハウス形式の近代韓屋は、建蔽率の制限が厳しくても対処しやすい。戦前期に施行された区画整理事業地には、デベロッパーによって大量に建設されたと見られる韓屋が多く見出せる。それに対して外庭形の住宅が卓越する地区はきわめて限られる。

この齟齬は、直接的には計画と設計の乖離から生じたといえる。だが、そうした、いわば初歩的な食い違いはなぜ起きたのか。都市計画家たちは、土地区画整理事業という、既成の空間秩序を完全に壊してしまう強力な手法を実行するために、<低建蔽率/洋風住宅/自然>という「文化的郊外地」イメージを持ち込んだ。しかし、そのイメージは都市型韓屋を改める必要を感じない地域住民の住宅観とも、また多くの人口を吸収してほしい都市経営上の要請とも折り合わせるができなかった。日本人技術者の手を離れた戦後の区画整理事業地は、「日式住宅」の残存率が高い地区か、ソウル市漢南地区のように別の要因で「洋風住宅」が選択された地区以外は、韓屋向けに正方形に画地を割り直して再出発することとなる。西山康雄のいう「街区既成型」の淵源の一つは、戦前におけるこうした齟齬に求めることができよう。

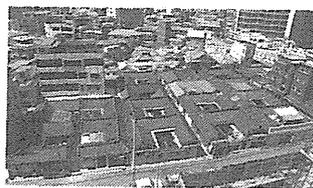


図 5-1 龍頭地区の韓屋



図 5-2 大岷地区の韓屋

<注>

- 1) ソウル特別市：ソウル土地区画整理沿革誌 1984. 3 (以下、韓国語文献は適宜日本語訳)
- 2) 孫禎陸の関連する業績としては、日本統治下朝鮮都市計画史研究(西垣・市岡・李訳)、柏書房、2004. 12、日帝強占期都市社会相研究(松田皓平訳)、ソウル書林、2005.6 のほか、西大門区誌、1992. 8、中区誌、1994. 11、鍾路区誌、1994. 2、ソウル600年史第4・5巻、1995. 7 (ソウル特別市史編纂委員会編)、ソウル20世紀 空間変遷史(キム・クァンジュン編)、ソウル市庁開発研究院、2001. 12、などが挙げられる。
- 3) 韓国人によるものでは、ソウル市域に関しては、金哲弘：ソウル市の土地区画整理施行地区の市街地形態の変遷と今後の課題、第20回日本都市計画学会学術研究論文集、1985、pp. 313~318 キム・ヨンス：敦岩地区(1940-1960)都市韓屋住居地の都市組織、ソウル学研究、No. 22、pp. 171~195、2004. 3 ヨム・ボッキュ：ソウルはいかに計画されたか、サルリム出版社、2005. 1。テグ市については金益煥ほか：韓国都市における市街地空間構成の伝統と変容、日本建築学会近畿支部研究報告集、1987.6 がある。日本人によるものでは、西山康雄：韓屋型区画整理の空間構成に関する研究、第19回日本都市計画学会学術研究論文集、pp.151-156、1984.11、西山・梁：街区概成型区画整理地区の空間構成に関する研究、第23回日本都市計画学会学術研究論文集、349-354、1988.11 越澤明：朝鮮半島における区画整理の成立、第21回日本都市計画学会学術研究論文集、pp.115-120、1986.11 五島寧：朝鮮市街地計画令の立案過程に関する研究、日本都市計画学会都市計画論文集、No.39-3、2004.10 富井正憲ほか：ソウル文来洞旧営団〔住宅地・住宅〕の計画と変容について、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.13-14、1990.10 が挙げられる。
- 4) 事業の全般にわたって参照した文献としては、朝鮮総督府：京都市街地計画決定理由書、1936. 12 朝鮮総督府内務局：都市計画概要、1938.10 京城府：京城府都市計画要覧、1939. -。施工業者、施行進捗状況については、京城土木建築業協会：京城土木建築業協会報(1937. 1-1943. 12、なお1940. 1から「朝鮮土木建築業協会報」と改題)。終戦時の完成度については、小林英夫監修、日本人の海外活動に関する歴史的研究、第4巻(通巻第8冊)、ゆまに書房、2000.8。事業のデータについては、高本春太郎：京城府に於ける土地区画整理事業の状況、都市計画の基本問題(上)、全国都市問題会議、1938.9 桃田喜一：土地区画整理事業に就いて、京城彙報、No.222、1940.5 矢野眞郷：京城府営宅地造成地分譲開始について、京城彙報、No.250、1942.9。地図については許英桓：定都600年ソウル地図、汎友社、1994.6 ソウル歴史博物館：ソウル地図、2006.12 を参照。
- 5) 都市美座談会(三)、京城彙報、No.226、1940.9、p.20で、京城府工営部長の長郷衛二は「[都心部の] 密集地帯を改善すると今の住居の三割を他に移さなければならぬ。(中略)それで郊外地に区画整理をやる」と述べる。
- 6) 山岡敬介：区画整理に就て、(京城都市計画研究会：朝鮮都市問題会議録、1936. 11、p. 52 根岸情治：京城の区画整理と土地の処分(1)(2)、区画整理、Vol. 6、No.11・12、1940. 11・12
- 7) 都市計画だより、京城彙報、No.252、1942. 11、p. 27
- 8) ソウル600年史第6巻(1996. 4)所収の「ソウル市土地区画整理事業状況図」をリライト。新堂・孔徳地区は規模縮小後の形状。
- 9) 敦岩地区に関しては岡田貢：敦岩町新区画整理地と其の今昔、京城土木建築業協会報、Vol. 2、No.10、1937. 10、pp. 2-8 座談会：朝鮮住宅の改良を語る、朝鮮と建築、Vol. 22、No.10、1943. 10、pp. 1-21
- 10) 岡田貢：永登浦土地区画整理事業とその今昔、Vol. 4、No. 4、pp.6-12
- 11) 漢南町区画整理地区公舎配置図：京城府漢南町・金湖町公舎増築工事の件、——、国家記録院大田国家記録情報センター所蔵文書
- 12) ソウル市：ソウル都市計画街路網図、1953。未成街路が描かれているなど必ずしも信頼できないが、戦後早い時期を描いた最も克明な地図と思われる。
- 13) 清涼里・新堂・孔徳地区の計画平面図は、それぞれの土地区画整理費負担金条例設定の件、1940、国家記録院大田国家記録情報センター所蔵文書
- 14) 金明澤：新編ソウル特別市全図、中央地図文化社、1969.5
- 15) 大邱市街地計画事業第一土地区画整理実施計画変更認可ノ件、1941。同第三土地区画整理実施計画ノ件、1943、国家記録院大田国家記録情報センター所蔵文書
- 16) 岡田貢：京城府大峴町新区画整理地と其の今昔、Vol. 3、No.12、1938.12、pp.23-28
- 17) 府政日誌、京城彙報、No.267、表紙裏、1944.3
- 18) 孫：日本統治下朝鮮都市計画史研究、pp.246-247
- 19) 根岸情治：土地区画整理と宅地建物等価格統制令の運用について、京城彙報、No.240、1941. 11、p. 10
- 20) 小野浩、戦時住宅政策の確立と住宅市場の変容、立教経済学研究、Vol. 60、No.3、2007. 1 参照
- 21) 西山卯三記念すまい・まちづくり文庫 住宅営団研究会編：戦時・戦後復興期住宅政策資料 住宅営団第5巻 旧植民地住宅営団の展開(2)、日本経済評論社、2001. 1、p. 13
- 22) 椎名實：京城土地区画整理の体験、区画整理、Vol. 4、No.10、1938. 10、pp. 64-65
- 23) 葱青公 [根岸情治]：大地は微笑む、区画整理、Vol. 6、No. 1、1940. 1、p. 59
- 24) 奥村仁：町割及地番整理に就て、京城彙報、No.237、1941.8、p.25